

議案第 3 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 2 月 5 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「100分の8.12」を「100分の8.73」に改める。

第8条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「41,704円」を「44,886円」に改める。

第9条中「550,000円」を「570,000円」に改める。

第13条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附則第12条の見出し中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同条中「平成25年度」を「平成26年度」に、「若しくは附則第20条」を「、附則第20条、附則第21条若しくは附則第22条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第21条 平成26年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第22条 平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成26年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。